

令和4年度

渋谷区育児休業代替任期付職員募集案内

【事務・福祉（保育士）】

令和4年6月13日
渋谷区

育児休業代替任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。

なお、勤務条件については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1 採用職種及び採用予定数・勤務場所

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
事務	Ⅲ類	10名程度	区役所、区内各出張所等 ※敷地内禁煙
福祉 (保育士)	Ⅱ類	5名程度	区立保育園 ※敷地内禁煙

2 受験資格

(1) 事務

日本国籍を有し、平成16年11月1日までに生まれた人

(2) 福祉（保育士）

国籍を問わず^(※1)、平成14年11月1日までに生まれた人で、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人^(※2)

(注) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者（3頁参照）に該当する人は受験できません。

※1 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 令和4年11月1日までに取得見込みの方を含みます。

3 採用予定年月日

令和4年11月1日以降

4 任期

概ね6か月以上3年未満。職員の育児休業の請求期間に応じて採用時に決定します。

5 合格者の取扱

合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、取得状況によっては採用されない場合もあります。

6 選考日程・内容

(1) 第一次選考

実施日時	令和4年7月26日(火) 18時30分から
集合時間	7月中旬頃に申込者全員にメールで通知します。
選考方法	書類選考及び作文試験(課題式) [*] の結果を総合的に勘案して、第一次選考合格者を決定します。
合格発表	令和4年8月中旬(予定) ※合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

※ 作文試験は、オンラインで実施予定です。詳しい実施方法は申込者への実施通知にて案内しますが、Webカメラ付PCとインターネットへの接続環境が必要となります。

※ Webカメラ付PCの準備に係る費用及び通信に係る費用については自己負担となります。あらかじめご了承ください。

(2) 第二次選考

実施日	令和4年8月下旬から9月上旬(予定)
場所・集合時間	第一次選考合格通知にてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和4年9月中旬(予定) ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

7 勤務条件等

(1) 初任給(地域手当を含む) ※令和4年4月1日現在

職種	月額
事務	約176,500円~249,300円
福祉(保育士)	約195,200円~260,400円

- ・ 職務経験等がある場合は、上記月額範囲において一定の基準により加算されます。
- ・ このほか通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・ 給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

勤務時間

- ・ 原則として8時30分から17時15分まで(休憩時間1時間を含む。)
- ・ 保育園勤務の場合は、7時25分から19時45分までの間で7時間45分

勤務日

- ・ 原則として月曜日~金曜日
- ・ 保育園勤務の場合は、月曜日~土曜日(4週8休制)

年次有給休暇等

- ・ 原則として1年度につき20日(採用月により付与日数は異なります。)
- ・ その他に特別休暇(慶弔休暇、妊娠出産休暇、夏季休暇等)があり、それぞれに

ついて日数が定められています。ただし、育児休業及び育児短時間勤務は請求することができません。

その他

東京都職員共済組合等の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度を利用できます。

8 申込手続

(1) 申込方法

以下の URL 又は QR コードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://forms.office.com/r/LhUPbD29G4>

※入力内容を修正したい場合は、再度全ての内容を入力してください。



受付期間	令和4年6月13日(月)から 令和4年7月11日(月)まで
問合せ先	渋谷区役所 総務部人事課人事係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1 9階 TEL 03-3463-1379 (直通)

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

